

函館市民スケート場条例施行規則（令和２年６月２４日教育委員会
規則第８号）

（趣旨）

第１条 この規則は、函館市民スケート場条例（令和２年函館市条例第
４１号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるも
のとする。

（供用期間および供用時間）

第２条 函館市民スケート場（以下「スケート場」という。）の供用期
間は、１月２日から２月第３日曜日までの日および１２月第２土曜日
から１２月３０日までの日とする。ただし、函館市教育委員会（以下
「委員会」という。）が必要と認めるときは、臨時に休場し、または
供用期間を変更することができる。

２ スケート場の供用時間は、別表に定めるとおりとする。ただし、委
員会が必要と認めるときは、変更することができる。

（使用許可の申請）

第３条 条例第４条第１項前段の許可（専用使用の許可に限る。）を受
けようとする者は、別記第１号様式の申請書により委員会に申請しな
ければならない。

２ 前項の申請は、スケート場を使用しようとする日（以下「使用日」
という。）の３日前の日まで（午前１０時から午後７時までの間に使
用しようとする場合にあっては、使用日の１０日前の日まで）にしな
ければならない。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでな
い。

３ 条例第４条第１項前段の許可（専用使用の許可を除く。）を受けよ
うとする者は、使用料を添えて（回数券を使用する場合は、使用券１
枚を提示して）、委員会に申請しなければならない。

（使用の許可等）

第４条 委員会は、前条第１項の申請があった場合において、使用を許
可したときは別記第２号様式の許可書を当該申請をした者に交付し、

使用を許可しないときは別記第3号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(許可書の提示)

第5条 前条の許可書の交付を受けた者（以下「専用使用者」という。）は、スケート場を使用するときに前条の許可書（次条第3項の許可書の交付を受けた場合にあつては、当該許可書を含む。）を係員に提示しなければならない。

(変更許可の申請等)

第6条 専用使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、別記第4号様式の申請書により委員会に申請し、許可を受けなければならない。

2 前項の申請は、使用日の前日までにしなければならない。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。

3 委員会は、第1項の申請があつた場合において、変更を許可したときは別記第5号様式の許可書を当該申請をした者に交付し、変更を許可しないときは別記第3号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(使用中止の届出)

第7条 専用使用者は、スケート場の使用を中止しようとするときは、別記第6号様式の届出書により委員会に届け出なければならない。

(使用料の後納)

第8条 条例第7条第2項の市長が特に認めるときとは、国、地方公共団体その他これらに準ずる者に使用させるときとする。

2 前項の者は、使用料を後納しようとするときは、別記第7号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があつたときは、後納の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の減免)

第9条 条例第7条第3項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、別記第8号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、減免の可否を決定し、別記第9号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第10条 条例第8条ただし書の市長が特別の理由があると認める場合とは、次の各号に掲げる場合とし、還付する額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合 既納の使用料の全額

(2) その他特別な理由により市長が還付する必要があると認める場合 既納の使用料の全部または一部の額

2 使用料の還付を受けようとする者は、別記第10号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、還付の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(特別設備等の申請等)

第11条 条例第9条の許可を受けようとする者は、別記第11号様式の申請書により委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、前項の申請があった場合において、特別の設備等を許可したときは別記第12号様式の許可書を当該申請をした者に交付し、特別の設備等を許可しないときは別記第13号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(入場者の遵守事項)

第12条 スケート場に入場した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 危険物等を持ち込まないこと。

(2) 所定の場所以外で、火器を使用し、または飲食しないこと。

(3) 喫煙しないこと。

(4) 附属設備等を適切に取り扱い、許可を受けたもの以外のものを使用し、または移動しないこと。

(5) スケート場で、許可なく看板、ポスター等の掲示等をしないこと。

- (6) 騒音を発生し、暴力を用いる等他人に迷惑をかけること。
- (7) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (8) 動物（身体障害者補助犬を除く。）を伴わないこと。
- (9) スケート場の清潔を保つこと。
- (10) その他スケート場の係員の指示に従うこと。

（立入り）

第13条 専用使用者は、係員がスケート場の管理のため使用している施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。

（損傷等の届出等）

第14条 スケート場に入場した者は、スケート場の建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、直ちに別記第14号様式の届出書により委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

（使用後の点検）

第15条 専用使用者は、その使用を終了したときまたは条例第12条第1項の規定により使用場所を原状に回復して返還するときは、スケート場の係員に申し出て、点検を受けなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の読替え）

第16条 指定管理者に条例第15条第2項の業務を行わせる場合における第3条、第4条、第6条、第7条、第11条および第14条の規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第3条第1項中「別記第1号様式の」とあるのは「別記第1号様式に準じて指定管理者が定める」と、第4条中「別記第2号様式の」とあるのは「別記第2号様式に準じて指定管理者が定める」と、「別記第3号様式の」とあるのは「別記第3号様式に準じて指定管理者が定める」と、第6条第1項中「別記第4号様式の」とあるのは「別記第4号様式に準じて指定管理者が定める」と、同条第3項中「別記第5号様式の」とあるのは「別記第5号様式に準じて指定管理者が定める」と、「別記第3号様式の」とあるのは「別記第3号様式に準じて指定管理者が定める」と、第7条中「別記第6号様式の」とあるのは「別記第6号様式に準じて指定管理者が定める」と、第11条第

1 項中「別記第 1 1 号様式の」とあるのは「別記第 1 1 号様式に準じて指定管理者が定める」と，同条第 2 項中「別記第 1 2 号様式の」とあるのは「別記第 1 2 号様式に準じて指定管理者が定める」と，「別記第 1 3 号様式の」とあるのは「別記第 1 3 号様式に準じて指定管理者が定める」と，第 1 4 条中「別記第 1 4 号様式の」とあるのは「別記第 1 4 号様式に準じて指定管理者が定める」とする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

この規則は，条例の施行の日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

| 区分 | | 供用時間 |
|---|----------------|----------------------|
| 日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日ならびに市立の小学校，中学校および義務教育学校の冬季休業日のうち委員会が別に定める日 | 専用使用の場合 | 午前 1 0 時から午後 1 0 時まで |
| | 個人使用または団体使用の場合 | 午前 1 0 時から午後 7 時まで |
| 上記以外の日 | 専用使用の場合 | 午後 0 時から午後 1 0 時まで |
| | 個人使用または団体使用の場合 | 午後 0 時から午後 7 時まで |

別記第1号様式（第3条関係）

函館市民スケート場使用許可申請書

年 月 日

函館市教育委員会 様

住所 団体にあつては、代表者の住所

申請者 氏名 団体にあつては、その名称および代表者の氏名

電話 局 番

次のとおり函館市民スケート場を使用したいので申請します。

| | | |
|------------|-------------------------|--|
| 使用目的 | 試合・練習・その他（ ） | |
| 行事名 | | |
| 使用人数 | 人 | |
| 使用区分 | スピードスケートリンク ・ サブスケートリンク | |
| 使用日時 | 年 月 日 時 分～ 時 分 | |
| 使用料 | 円 | |
| 入場料等の徴収の有無 | 有 ・ 無 | |

- 注 1 使用目的欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 使用区分欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 使用日時欄は、準備および後片付けの時間を含めて記載してください。
- 4 入場料等の徴収の有無欄は、該当するものを○で囲んでください。

別記第3号様式（第4条，第6条関係）

函館市民スケート場使用（変更）不許可決定通知書

年 月 日

様

函館市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった函館市民スケート場の使用（許可事項の変更）については，次の理由により許可しないことと決定したので通知します。

理由

この処分について不服があるときは，この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また，この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に，函館市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても，処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし，処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第4号様式（第6条関係）

函館市民スケート場使用変更許可申請書

年 月 日

函館市教育委員会 様

住所（団体にあつては、代表者）
の住所
申請者 氏名（団体にあつては、その名）
称および代表者の氏名
電話 局 番

次のとおり函館市民スケート場の使用の許可を受けた事項を変更したいので申請します。

| | | |
|---------------------|-----|-----------|
| 使用許可の年月日 および許可番号 | | 年 月 日 第 号 |
| 変更事項 | | |
| 変更 内容 | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| 変更理由 | | |

添付書類

使用許可書

別記第5号様式（第6条関係）

函館市民スケート場使用変更許可書

年 月 日

様

函館市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった許可事項の変更を次のように許可します。

| | |
|---------------------|-----------|
| 使用許可の年月日 および許可番号 | 年 月 日 第 号 |
| 変 更 事 項 | |
| 変 更 内 容 | 変 更 前 |
| | 変 更 後 |
| 変 更 理 由 | |

別記第6号様式（第7条関係）

函館市民スケート場使用中止届出書

年 月 日

函館市教育委員会 様

住所（団体にあつては、代表者）
の住所

届出者 氏名（団体にあつては、その名）
称および代表者の氏名

電話 局 番

次のとおり函館市民スケート場の使用を中止したいので届け出ます。

| 使用許可の年月日 および許可番号 | | 年 月 日 第 号 |
|---------------------|------|-----------|
| 中止 内容 | 使用区分 | |
| | 使用日時 | |
| 中止理由 | | |

添付書類

- 1 使用許可書
- 2 許可事項の変更の許可を受けた場合にあつては、使用変更許可書

別記第7号様式（第8条関係）

函館市民スケート場使用料後納申請書

年 月 日

函館市長 様

住所（団体にあつては、代表者）
の住所

申請者 氏名（団体にあつては、その名）
称および代表者の氏名

電話 局 番

次のとおり使用料を後納したいので申請します。

| | |
|---------------------|-----------|
| 使用許可の年月日 および許可番号 | 年 月 日 第 号 |
| 使 用 目 的 | |
| 使 用 日 時 | |
| 使 用 区 分 | |
| 使 用 料 の 額 | 円 |

別記第8号様式（第9条関係）

函館市民スケート場使用料減免申請書

年 月 日

函館市長 様

住所（団体にあつては、代表者）
の住所

申請者 氏名（団体にあつては、その名）
称および代表者の氏名

電話 局 番

次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

| | |
|---------------------|-----------|
| 使用許可の年月日 および許可番号 | 年 月 日 第 号 |
| 使用目的 | |
| 使用日時 | |
| 使用区分 | |
| 使用料の額 | 円 |
| 減免を受けよう とする金額 | 円 |
| 減免を受けよう とする理由 | |

別記第9号様式（第9条関係）

函館市民スケート場使用料減免承認（却下）決定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申請のあった使用料の減免については、次のとおり決定したので通知します。

1 承認

(1) 減免前の使用料の額

(2) 減免する金額

(3) 減免後の使用料の額

2 却下

理由

（却下の場合は、この処分について不服がある場合における救済の方法ならびに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者および出訴期間を記載した文書を添付すること。）

別記第10号様式（第10条関係）

函館市民スケート場使用料還付申請書

年 月 日

函館市長 様

住所（団体にあつては、代表者）
の住所

申請者 氏名（団体にあつては、その名）
称および代表者の氏名

電話 局 番

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

| | |
|---------------------|-----------|
| 使用許可の年月日 および許可番号 | 年 月 日 第 号 |
| 使 用 目 的 | |
| 使 用 日 時 | |
| 使 用 区 分 | |
| 還付を受けよう とする理由 | |

添付書類

- 1 使用許可書
- 2 許可事項の変更の許可を受けた場合にあつては、使用変更許可書

別記第11号様式（第11条関係）

函館市民スケート場特別設備設置等許可申請書

年 月 日

函館市教育委員会 様

住所（団体にあつては、代表者）
の住所

申請者 氏名（団体にあつては、その名）
称および代表者の氏名

電話 局 番

次のとおり函館市民スケート場の使用に当たり特別の設備を設けたい（既存の設備を変更したい）ので、申請します。

| | |
|-----------------------|-----------|
| 使用許可の年月日 および許可番号 | 年 月 日 第 号 |
| 設置（変更）目的 | |
| 使用区分 | |
| 使用日時 | |
| 設置（変更）日時 | 年 月 日 時 分 |
| 原状に回復する日時 | 年 月 日 時 分 |
| 特別の設備の設置（既存の設備の変更）の内容 | |

添付書類

特別の設備の設置または既存の設備の変更の状況を示す略図

別記第12号様式（第11条関係）

函館市民スケート場特別設備設置等許可書

年 月 日

様

函館市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった函館市民スケート場の特別の設備の設置（既存の設備の変更）については、次のとおり許可します。

| | |
|-----------------------|-----------|
| 使用許可の年月日 および許可番号 | 年 月 日 第 号 |
| 設置（変更）目的 | |
| 使用区分 | |
| 使用日時 | |
| 設置（変更）日時 | 年 月 日 時 分 |
| 原状に回復する日時 | 年 月 日 時 分 |
| 特別の設備の設置（既存の設備の変更）の内容 | |

別記第13号様式（第11条関係）

函館市民スケート場特別設備設置等不許可決定通知書

年 月 日

様

函館市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった函館市民スケート場の特別の設備の設置（既存の設備の変更）については、次の理由により許可しないことと決定したので通知します。

理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第14号様式（第14条関係）

函館市民スケート場損傷（汚損，滅失）届出書

年 月 日

函館市教育委員会 様

住所（団体にあつては，代表者）
の住所

届出者 氏名（団体にあつては，その名）
称および代表者の氏名

電話 局 番

次のとおり損傷（汚損，滅失）したので届け出ます。

| | |
|-------------------|--|
| 損傷等の日時 | |
| 損傷等をした箇所 または物件 | |
| 損傷等の内容 または程度 | |
| 損傷等の理由 | |